

## 債権譲渡登記制度の概要

債権流動化を始めとする法人の多様な資金調達の円滑化を図るため、法人が金銭債権の譲渡などをする場合に、登記によって簡便に債務者以外の第三者に対する対抗要件を備えることを可能とする制度

## 登記の効果

- 法人が債権を譲渡した場合において、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法上の確定日付ある証書による通知があったものとみなされる。
- 対抗要件を具備した時期が明確になる（年月日だけでなく、時刻まで登記される）。

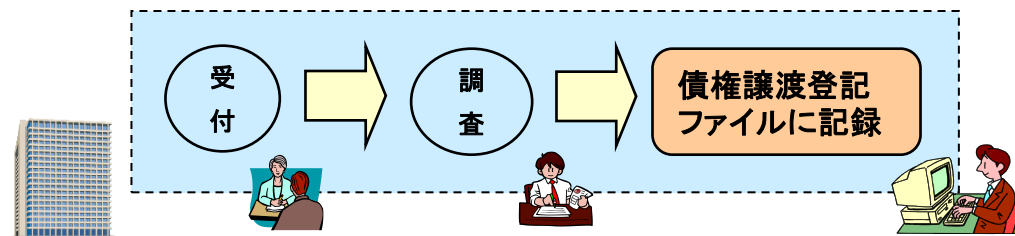
## <債権譲渡登記手続の流れ>

登記の申請(譲渡人と譲受人の共同申請)



窓口・郵送・オンラインでの申請

指定法務局(東京法務局民事行政部債権登録課)



# 動産譲渡登記制度について

## 動産譲渡登記制度の概要

法人が保有する在庫商品・機械設備等の動産を活用した資金調達の円滑化を図るため、法人がする動産の譲渡について、登記によって第三者対抗要件を備えることを可能とする制度

## 登記の効果

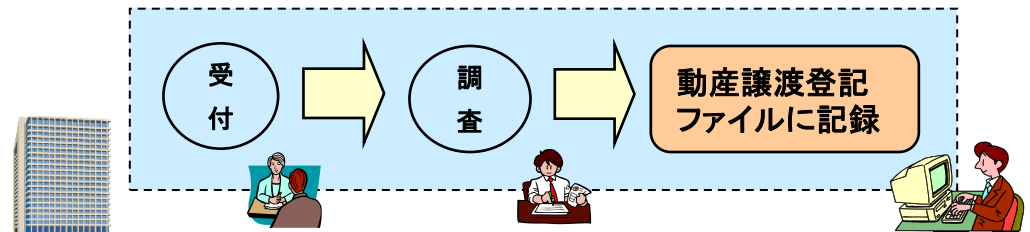
- 法人が動産を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに登記がされたときは、当該動産について民法上の引渡しがあったものとみなされる。
- 対抗要件を具備した時期が明確になる（年月日だけでなく、時刻まで登記される）。

## <動産譲渡登記手続の流れ>

登記の申請（譲渡人と譲受人の共同申請）

窓口・郵送・オンラインでの申請

指定法務局（東京法務局民事行政部動産登録課）



# 動産の譲渡に関する対抗要件とは？

民法上の動産の譲渡に関する対抗要件 ⇒ 「引渡し」

① 現実の引渡し

② 簡易の引渡し

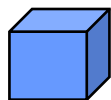
③ 占有改定

④ 指図による占有移転

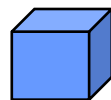
A → B



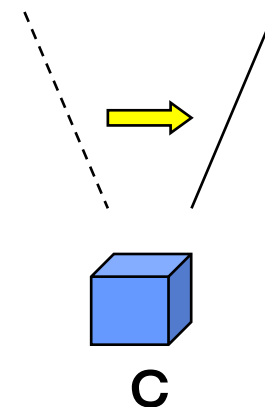
A → B



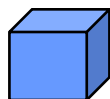
A → B



A → B



(注)



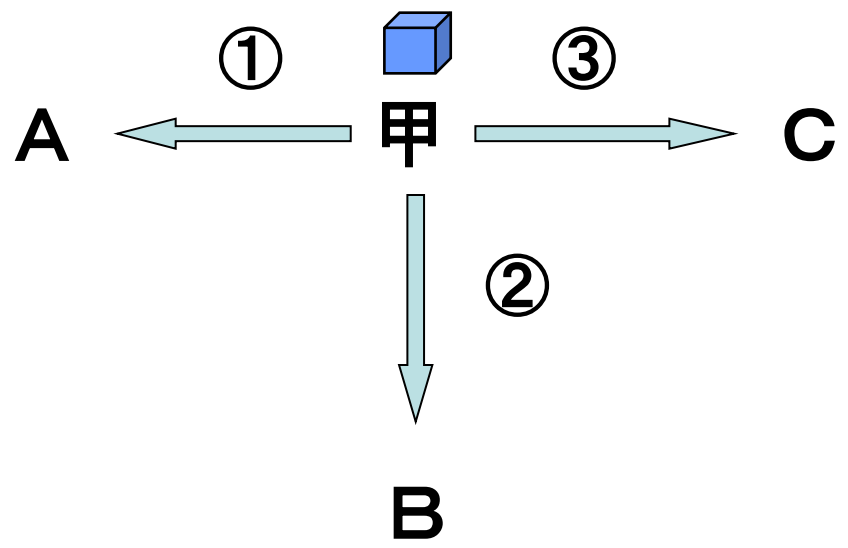
は物の所在(及び移転)を示す。

# 登記優先ルールを導入すると...(三すくみの問題)

登記優先ルールとは...

ある動産について、二重に担保目的の譲渡がされ、一方の譲受人が先に占有改定(民法上の対抗要件)を受けたとしても、その後に登記をした他方の譲受人は、**占有改定を受けた譲受人に優先するルール**  
動産譲渡登記制度の立案時(平成16年)に検討されたが、問題点が指摘されて**導入は見送られた**。

## ○ 三すくみの問題とは...



(注)  は動産の所在を示す。

- ① 甲は、動産を手元に置いたまま、お金を借りるためにその動産を担保目的でAに譲渡し、Aは占有改定(民法上の対抗要件)を受けた。
- ② 甲は、動産をBに売却し、Bは占有改定(民法上の対抗要件)を受けた。  
→ Bよりも先に対抗要件を備えたAは、**Bに優先**
- ③ 甲は、動産を手元に置いたまま、お金を借りるためにその動産を担保目的でCに譲渡し、Cは登記を備えた。  
→ Cよりも先に対抗要件を備えたBは、**Cに優先**

⇒ 登記優先ルールを導入すると、  
登記のある**C**は、登記のない**A**に**優先**

➡ A, B, Cのうち、誰が優先するのか？

※ 登記優先ルールを導入しなければ、Aが優先